

2022 改正点 履行法 基準日 <#742>

【問】 正誤をつけよ。

宅地建物取引業者Aが自ら売主として、宅地建物取引業者でない買主Bに新築住宅を販売する場合、Aは、毎年2回各基準日に係る住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出をしなければならない。

【答え】 誤り

<ポイント> 基準日【★基礎必須】

改正前は、基準日は年2回(3月31日、9月30日)であったが、改正により年1回(3月31日)となった。